

## 第5章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

計画を推進していくため、帯広市を始め、福祉団体、ボランティア団体、福祉施設、民生委員児童委員連盟、町内会など多くの関係機関・団体と連携・協働しながら計画的に地域福祉を推進します。

### 2 計画の周知

本計画を市民に広く周知し、社協事業の理解促進を図るために、本会ホームページ等で計画を公表します。

### 3 計画の進行管理と評価

地域福祉実践計画を実効性のあるものとして推進していくため、本会内の推進体制を整備し、施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握し、評価するなど適切な進行管理を行っていきます。